

委員会提出議案第 1 号

外交による中東情勢の平和的解決と国民生活の安定を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 18 日

提出者 立川市議会総務委員会

委員長 わたなべ 忠司

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

外交による中東情勢の平和的解決と国民生活の安定を求める意見書

中東地域における緊張の高まりは、国際社会の平和と安定に深刻な影響を及ぼしている。武力衝突の激化により、多くの尊い命が失われ、子どもを含む民間人への被害や、ライフラインの破壊など深刻な人道危機が発生していることに強い懸念を抱くものである。

また、中東情勢の不安定化は、エネルギー価格の上昇や物価高騰を通じて、国民生活や地域経済にも大きな影響を及ぼしている。特に、燃料費や原材料価格の上昇に加え、医療製品や薬剤等の供給不安も懸念されており、中小企業や市民生活に深刻な負担をもたらしている。

立川市は「平和都市宣言」において、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、世界の恒久平和の実現を願っている。今こそ、軍事的対立の激化ではなく、対話と外交による平和的解決に向けた国際的な取り組みが強く求められている。

よって、立川市議会は政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 中東情勢の平和的解決に向け、関係国及び国際社会と連携し、外交による対話と緊張緩和に向けた取り組みを一層推進すること。
- 2 原油価格や物価の高騰など、中東情勢の悪化による影響が国民生活や地域経済に深刻な支障を及ぼさないよう、必要な対策を迅速かつ万全に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年5月28日

立川市議会

議長 福島 正美